

B1 労働許可およびビザ - ステップ バイ ステップ
 作成日付: 2014年3月27日

弁護士 Zeev Weiss; 弁護士 Eylam Weiss
 Weiss, Porat & Co. law offices
 zeev@weisslaw.co.il; eylam@weisslaw.co.il
 www.weisslaw.co.il
 イスラエル テルアビブ

	申請書類	手続き	公証人	提出者	原語	有効期限	家族	
ステップ1	Semechユニット/許可ユニット (外国人従業員を管轄する移民 当局)への提出が必要な書類	従業員のパスポートの写し - 有効期間が3年間以上でなければならない		従業員	英語	有効期間が3年 以上でなければ ならない	X	
		外国会社の会社登記簿抄本 (従業員の雇用主)	X	会社	英語			
		履歴書		従業員	英語			
		卒業証書および職業上の証明書または免許証	X	従業員	英語			
		外国会社からイスラエル国内の仲介サービス事業者への全権委任状		仲介サービス事業者	英語			
		従業員からイスラエル国内の仲介サービス事業者への全権委任状		仲介サービス事業者	英語		X	
		従業員が必要な理由を説明する外国会社の詳細な陳述書 (活動、従業員の地位、および外国人従業員を必要とする理由)		会社	英語			
		外国人従業員を雇用しようとするイスラエル企業が、従業員を必要とする理由を説明した詳細な陳述書 (活動、従業員の地位、および外国人従業員を必要とする理由)		イスラエルの 会社	英語 + ヘブライ語			
		当該従業員がイスラエル国内で就業しなければならない正確な期間を記載した外国会社の陳述書		会社	英語			
		前年1年間の当該従業員の給与明細書の写し(12枚)または外国会社の正式な給与証明書(月額税込給与がイスラエルでの相場の平均給与の2倍(適時調整)を下回らないことを証するもの)		会社	英語			
		書類への署名権限を有する会社管理職の詳細		会社	英語			
		会社とその沿革を記載した会社の陳述書(会社の創立日、全世界の支店数とその位置、従業員数、手がけている(またはイスラエルで手がける予定の)業種/プロジェクト等)		会社	英語			
		従業員の運転免許証/身分証明書の写し		従業員	英語		有効期間が3年 以上でなければ ならない	
		労働許可延長の場合・102 フォーム (現地従業員の社会保険納付3か月分) CPAの署名を要する		会社	ヘブライ語			
		従業員が家族を伴う場合: 婚姻関係を証明する書類 + 子ども1人ひとりの出生証明書	X	従業員	英語			X
労働許可申請書		仲介サービス事業者	ヘブライ語					
宣誓承諾書		仲介サービス事業者	ヘブライ語 + 英語					

	申請書類	手続き	公証人	提出者	原語	有効期限	家族
ステップ 2	内務省への提出が必要な書類	パスポート写真原本2枚		従業員			X
		イスラエルへの入国ビザ申請書		仲介サービス事業者	英語		X
		居住許可延長申請書		仲介サービス事業者	英語		X
		外国会社からイスラエル国内の仲介サービス事業者への全権委任状		仲介サービス事業者	英語		
		従業員からイスラエル国内の仲介サービス事業者への全権委任状		仲介サービス事業者	英語		X
		完全補償の医療保険を付保せずに従業員を雇用しない旨の外国会社の誓約書		会社	英語		
		医療保険証書の写し		会社	英語		X
		イスラエルに居住する近親者がいない旨の従業員の陳述書		従業員	英語		X
		従業員の運転免許証／身分証明書の写し		従業員	英語	有効期間が3年以上でなければならない	X
		従業員が家族を伴う場合：婚姻関係を証明する書類 + 子ども1人ひとりの出生証明書	X	従業員	英語		X
		パスポートの写し		従業員	英語	有効期間が3年以上でなければならない	X
ステップ 3	Semechユニット	申請書およびその他の書類をSemechユニットに提出し、承認を待つ。				承認が下りるまで約2～3カ月	
ステップ 4	内務省	申請書を提出する。Semechユニットの許可書と必要書類を内務省に提出する。申請書の作成者が内務省に申請書を提出する時点で従業員自身がイスラエルにはならない。					X
		承認が下りると、内務省が東京のイスラエル領事部に許可書を送付する。これで従業員は領事部でB1ビザを受け取れるようになる。初回ビザでは、イスラエルに1回しか入国できない。労働者は、ビザに定められた期間中にイスラエルに入国しなければならない。					
		承認は3カ月間有効である。				約1週間	
ステップ 5	最終承認とビザ発行 - イスラエル領事部(外務省)	従業員は、以下の書類を持って、イスラエル領事部で面接を受けなければならない。					
		パスポート					X
		パスポート用写真原本2枚					X
		イスラエルへの入国ビザ申請書		サービスプロバイダー	英語		X
		完全補償の医療保険を付保せずに従業員を雇用しない旨の外国会社の誓約書 + 従業員の医療保険証書の写し			英語		X
		イスラエルへの航空券					X
		注意：面接時にその他の書類が必要となる場合がある。					
ステップ 6	延長および数次ビザ - 内務省	初回ビザ(1カ月有効)でイスラエルに入国した後、内務省でこのビザの最長12カ月間延長や数次出入国への切替えができる。ステップ2の書類が必要である。				即日	
		従業員がB1ビザを取得した後、家族は領事部で、またはイスラエルへの入国時にB2ビザを入手できる。家族のビザは、居住許可延長申請書を内務省に提出することにより延長可能である。					即日

**全体の手続き： 約3～4カ月

B1 ビザ手数料

Semech: 1,210 新シェケル

内務省: 9,960 新シェケル

その他の自己負担費用:

弁護士費用 - 各クライアントとの契約や業務の範囲によって異なる。

合計:

上記の情報は一般的なものである。特定の実情や法律的な問題に関しては、経験豊富な弁護士の助言を求めるべきである。

上記の情報は、現時点における当社の専門的経験とイスラエルの法令に対する法律的な理解に基づいており、法令改正や裁判所または当局の解釈の変更によって変わることがある。